



令和5年度から変わります 放課後児童クラブの運営について



◀ 詳細はこちら
(市ホームページ)

放課後児童クラブの運営が変わります

令和5年度から、放課後児童クラブの運営が「株式会社トヨタエンタプライズ（指定管理者）」に移行します。それに伴い、開館時間や使用料が下表のとおり変更となります。詳細は入会案内（※1）をご確認ください。

※1 入会案内は、各児童クラブ（平日午後1時～6時）または教育総務課（市役所中央町別館2階・平日午前8時30分～午後5時15分）で配布。市ホームページからもダウンロード可

■放課後児童クラブ変更事項

変更事項		令和4年度まで	令和5年度から
開館時間	月～金曜日	午後1時～6時	午後1時～6時30分
	土曜日、長期休暇、代休日など	午前8時～午後6時	午前7時30分～午後6時30分
	延長利用	対応なし	午後6時30分～7時 (別途利用料が発生、要事前申請)
使用料	8月以外の月（平日）	3,000円/月	5,000円/月
	8月（平日）	3,000円/月	8,000円/月
	土曜日	追加料金なし (月1回のみ開館、市内1カ所)	400円/日 (毎週開館、市内3カ所予定)
	延長利用	対応なし	100円/回
	同一世帯2人目以降の軽減	2人目以降半額	2人目半額、3人目以降無料
	減免	対応なし	生活保護受給世帯などの低所得世帯、児童扶養手当受給世帯を対象に減免
その他	会費（教材費・おやつ代など）	2,000円/月 (おやつ休止中は500円/月)	変更なし
	設置場所	各小学校敷地内	変更なし
	坂放課後児童クラブの運営	実施委員会による運営	(株)トヨタエンタプライズによる運営

令和5年度放課後児童クラブ申込受付について

12月1日より各児童クラブにて、令和5年度放課後児童クラブの申込受付を開始します。

時 12月1日(休)～令和5年1月6日(金)平日午後1時～午後6時

※ 12月28日(休)～令和5年1月4日(休)は児童クラブが休館のため受付不可。可能な限り12月中の提出にご協力ください

場 市内各小学校の、入会を希望する放課後児童クラブ

対 下校時に就労などのため保護者が家庭にいない児童

※ 詳細は入会案内または市ホームページ

申 申請書類（※2）を記入の上、勤務証明書などの必要書類を各児童クラブへ提出

※2 12月1日から各児童クラブ、または教育総務課で配布。市ホームページからもダウンロード可

注▶ 児童クラブへは開館時間中に、時間に余裕を持ってお越しください。

▶ 現在入会中の場合も改めて申請が必要です。

▶ 申込多数の場合は、学年や保護者の状況などにより必要性の高い児童を優先します。

▶ 坂放課後児童クラブおよび民間の児童クラブについては、直接お問い合わせください。

問 各児童クラブまたは教育総務課 ☎ 983・2668

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)



エネルギー価格高騰の影響を受けた生活者支援 省エネ家電製品購入費補助金



◀申請方法など
詳細はこちら

省エネ性能の高い対象の家電製品を購入した場合
に、その購入費用の一部を補助します。
※予算がなくなり次第終了となります。

■対象者

下記①～③を全て満たす人

- ①三島市民であり、市税の滞納がない人
- ②本人または同一世帯の人が、当該補助金の交付の決定を受けていない人
- ③12月1日(木)から令和5年2月28日(火)の間に、三島市内に所在する店舗などから新品(未使用)の省エネ家電を購入し、自らの居住する市内の住宅で使用する人

■補助額 (品目ごとに計算)

- ①三島市内に本店を有する店舗などで購入した場合
家電の購入に係る実支出費の25% (上限5万円)
- ②①以外の三島市内の店舗などで購入した場合
家電の購入に係る実支出費の15% (上限3万円)

■対象省エネ家電

品目	省エネ基準 (対象機器)
エアコン	統一省エネラベル多段階評価点4以上(目標年度2010) または 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2027)
冷蔵庫	統一省エネラベル多段階評価点3以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2021)
テレビ	統一省エネラベル多段階評価点4以上(目標年度2012) または 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2026)
照明器具	統一省エネラベル多段階評価点3以上 かつ 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2020)

※2品目まで、各品目1台のみ、照明器具のみ台数制限なし
12月12日(月)～令和5年2月28日(火)に、申請書類を
郵送で環境政策課☎411・8666 北田町4・47
☎環境政策課☎983・2647



令和4年度後期分 介護者手当を支給します

在宅で寝たきりなどの高齢者を介護している人に手
当を支給します。

12月31日までに6カ月以上継続して、介護保険の要
介護3・4・5に該当する65歳以上の人と同居し、か
つ生計を同じくして在宅で介護した人。

※三島市に6カ月以上の住民登録が必要
※6カ月の介護期間中、1カ月に11日以上(入院・
入所(ショートステイを含む)をした場合は対象外

▶支給対象期間(後期分): 7月1日～12月31日

▶手当額: 5万円

▶支給予定日: 令和5年3月末

■申請手続き

場福祉総務課福祉総務係

介護を受けている高齢者の介護保険被保険者証、介
護している人の印鑑、振込口座が分かるもの

12月4日(火)～31日(火)に福祉総務課
(様式は市ホームページでダウンロード可)

場福祉総務課☎983・2610



▲市ホーム
ページは
こちら



国民年金 保険料免除申請を

失業して収入が少ないなど、国民年金保険料を納め
られないときは、保険料の免除申請をご利用ください。

承認された期間は、障害・遺族基礎年金の納付要件に
加算され、老齢基礎年金にも一定額が反映されます。

※承認が一部免除の場合は2年以内に一部納付が必要
※申請月からさかのぼって2年1カ月前まで申請可

※10年以内の追納で老齢基礎年金を満額に近づけられます
場保険年金課、日本年金機構三島年金事務所

1基礎年金番号を明らかにできる書類(基礎年金番
号通知書、年金手帳など)

2代理人が申請する場合…認め印

3申請期間の直近に失業している場合…雇用保険被
保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し

■新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、国
民年金保険料の納付が困難な場合は、臨時特例による
申請ができます。詳しくは下記問合せ先まで。

場日本年金機構三島年金事務所☎973・1166

場保険年金課☎983・2606